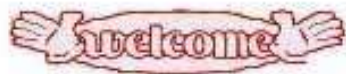


第 30 期 報告書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日



那覇空港ビルディング株式会社
NAHA AIRPORT BUILDING CO.,LTD.

事業報告

（ 自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日 ）

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、令和3年9月末の緊急事態宣言等の制限解除後は、消費活動等において持ち直しの動きが見られました。しかし、年末年始以降のオミクロン株の流行により、持ち直しの動きが停滞したことから、新型コロナ禍前の水準と比較すると依然として厳しい状況となりました。

県内経済についても、緊急事態宣言等の解除及びワクチンの普及に伴い消費関連及び観光関連に持ち直しの動きが見られたことから、前期の景況を上回ったものの、第6波の影響により持ち直しの動きが弱含みとなり、引き続き厳しい状況になりました。

那覇空港における国内線乗降客数につきましては、依然として新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けつつも、ワクチンの普及や航空便数の一部回復により、799万4千人となりました。一方、国際線乗降客数につきましては、水際対策として全世界を対象とした日本への入国制限措置が継続されたことから30人となりました。その結果、合計で799万4千人（前期比21.3%増）となりました。

このような中、当社としましては、同感染症の感染予防・拡大防止及び水際対策を目的として、前期に引き続き、沖縄県が整備した旅行者専用相談センター（TACO）及び那覇空港PCR検査プロジェクト（NAPP）の運用に協力するとともに、空港内での基本的な感染防止対策を実施しました。また、新型コロナ禍における新たな観光モデルの推進として、「OKINAWA BLUE POWER プロジェクト」に参加し、ターミナルビル内にてブルーリストバンドの配布を行う等、感染予防・防止の周知活動に努めました。

また、国際線エリアフードコート並びにYUINICHI St.への誘客施策としまして、当社子会社による新規店舗開店等を推進したほか、首里城復興応援を目的に国際線エリア2階YUINICHI広場に首里城に関連した各種展示物等を設置しました。さらに、同広場にて那覇空港第二滑走路供用開始2周年及び小禄飛行場供用開始88周年、本土復帰50周年を記念した祝賀会やその他イベントを随時実施し国際線エリアの魅力向上に努めました。

設備面につきましては、耐震対策として令和3年1月に着工した「特定天井改修工事」、地下階への浸水対策として令和3年7月に着工した「浸水対策工事（フェーズ1.5）」について、それぞれの工事完了時期に向けて滞りなく実行しております。その他、令和2年1月に着工した国内線エスカレーター改修工事については、令和4年2月に全ての工事を完了し、空港施設の安定的な運用の維持に努めました。令和2年12月に工事着工しました充電設備設置工事につきましては、令和4年3月に全ての工事を完了し、利便性の向上を図りました。また、これらの工事を行ったこと等に伴い、国内線旅客取扱施設利用料（PSFC）の料金単価を改定いたしました。

業績につきましては、収入面では、コロナ禍の影響により入居企業への減免措置を講じたものの、ワクチン普及等による乗降客数の増加に伴う収益増から売上高は約61億円（前期比10.2%増）となりました。費用面では、前期より実施しているコロナ禍の影響に伴う国際線エリアの一部閉鎖等における費用削減を強化実施したものの、第29期より未計上であった連結施設に係る租税公課が発生した結果、営業費用は約79億円（同2.6%増）となりました。

これらの結果、営業利益は約▲18億円、これに営業外損益を加えますと、経常利益は約▲19億円となり、当期純利益は約▲13億円の2期連続の赤字決算となりました。

(2) 設備投資等の状況

主な設備投資の状況

当事業年度中に完成した主要設備

国内線エリア 特定天井改修工事

3階チケットロビー北側 (令和4年1月完了) 455,485千円

国内線エリア 充電設備設置工事(搭乗待合室) (令和4年3月完了) 303,236千円

国内線エリア エスカレーター改修工事 (令和4年2月完了) 44,876千円

当事業年度末において進行中の主な工事(建設仮勘定残高)

国内線エリア 特定天井改修工事 (令和5年度中完了予定) 437,994千円

国内線エリア 浸水対策工事(フェーズ1.5) (令和5年5月完了予定) 572,748千円

(3) 資金調達の状況

国際線CIQ施設増改築工事の資金として、沖縄振興開発金融公庫から5.35億円の借入れを行いました。

(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第27期	第28期	第29期	第30期 (当事業年度)
売上高(千円)	10,907,313	12,304,381	5,536,047	6,109,919
経常利益(千円)	4,138,924	3,975,448	△2,110,316	△1,911,144
当期純利益(千円)	2,834,880	2,681,902	△1,637,194	△1,318,116
1株当たり当期純利益(円)	59,060	55,872	△34,108	△27,460
総資産(千円)	60,521,031	62,919,087	56,743,361	53,311,349

(注) 1株あたり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

令和4年度の日本経済は、1月に政府が閣議決定した経済見通しによると、オミクロン株による再流行に伴い、再び厳しい状況に転じているものの、ウィズコロナの下で、「経済財政運営の基本的態度」に基づいて、消費や設備投資といった民需の回復を後押しし、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せていくとしています。しかし、新たな変異株による国内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしています。

県内経済においては、県内シンクタンク等が1月に公表した資料によると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、人流回復により消費及び観光関連において持ち直しの動きが見られると見込んでいるものの、新型コロナ禍で流出した人材不足等の影響から、上半期の回復傾向は緩やかであると予測しています。また、外国人入域観光客については、感染症に対する水際対策の影響で、引き続き大幅な増加は期待できず、本格的な回復には、まだ時間を要すると見込んでいます。

このような背景から、当社においては、世界的な旅行需要の回復には未だ時間を要すると考えるものの、ウィズコロナの下における国内旅行需要については、緩やかな回復傾向を辿っていくと予想いたします。そこで、財務力強化による黒字転換を目的とした収支改善計画を策定し、売上高においては、国内線旅客を中心とした増収施策を講じ、営業費用においては、適切な執行管理を行うとともに、空港機能の安全・安心の更なる強化に向けて鋭意取り組んでまいります。設備面においては、令和3年度に引き続き、各種設備投資を適正に実施することで、安全・安心の徹底追及及び利便性・快適性・機能性の

充実強化に努めてまいります。また、当社における令和4年度の基本的業務においては、「アジア有数の拠点空港への飛躍」を経営基本方針として掲げた中期経営計画の最終年度にあたることから、以下5つの戦略方針に沿って事業を推進していくこととします。

①安全・安心の徹底追及

空港施設の安定的な運用を維持するため、令和2年度に実施したリスク要因調査に基づき、事業継続に必要な設備・機能を優先とした更新計画を策定するほか、経年劣化等による施設の老朽化対策として、空調機器における備品等の更新工事を中心とした更新及び改修工事を引き続き実施し、リスクの顕在化を未然に防止してまいります。

また、災害に強いターミナルビルを構築することを目的に、耐震対策として令和3年度に着工した特定天井改修工事、電気設備の浸水対策として当期に着工した浸水対策工事（フェーズ1.5）を引き続き実施いたします。さらに、非常時の事業継続計画（BCP）の実効性確保に向けた各種訓練の実施と関係機関との危機管理体制の更なる連携強化についても鋭意取り組んでまいります。

②利便性・快適性・機能性の充実強化

令和2年7月に完了した国際線民間改修工事について、コロナ禍の影響により着工を見送っていた国際線保安検査場拡張工事を、将来的な国際線旅客需要の増加を見据えて工事着工時期を関係各所と調整していくほか、その他残工事についても、国際線の再開時期などを鑑みつつ、工事着工時期を調整いたします。

また、国際的にも評価される空港運営の実現へ向けた取り組みの一環として、スカイトラックス社の空港ランキング上位40位以内を目標に、令和3年度に策定した調査報告書に基づき、当空港の課題改善に向けた取組みも鋭意実施するほか、南側新立体駐車場整備計画については、引き続き当社の財務状況並びに駐車場需要等を勘案して、大阪航空局と調整してまいります。さらに、新たな需要に対応するための各設備等の整備及び調査・検討については、昨今の新型コロナ禍による感染症水際対策及び他空港のクリニック設置状況を勘案して、関係機関との意見交換を行いつつ沖縄県と連携をとり、同施設の運営に最適な場所を提供してまいります。

③空港を支えるパートナーとの連携強化

コロナ禍による運休が続いている国際線について、OCVBが主導する「那覇空港国際線再開促進協議会」に参加し、国際線の早期再開に向けて関係機関等と連携していきます。また、国際線エリアの活性化を図るべく、各種イベントの開催と併せて、入居テナント等との連携をとり、国際線エリアの魅力向上に努めてまいります。

そして、令和4年度も引き続き、就航航空会社との連携と協働に努めるとともに、施設保守管理、警備、清掃等の委託業者や当社グループ企業である子会社等との定期的な意見交換会、入居テナントとの連絡会議を開催し、那覇空港の安全・安心と利便性・快適性・機能性の向上に向けた連携体制の更なる強化に取り組めます。

④収益力と財務力の強化と人材育成

昨今のコロナ禍の影響に伴う入居企業撤退によって空きとなった貸区画については、各エリア全体の運用状況を踏まえつつ、幅広い業態の誘致について力を入れ、入居企業を選定し、不動産収入の増加を図ります。また、館内の人流活性化を図ることを目的に、各種イベント等を定期的開催していくとともに、広告媒体の掲出率増加に向けた営業活動にも力を入れ、事業収入の増収に努めます。なお、令和3年度に引き続き、各費用項目の削減施策についても鋭意実施してまいります。

⑤国際線エリアの活性化

令和2年度より入居企業の撤退が度々見られた国際線エリアについては、令和3年度に引き続き、誘客を目的とした各種イベントの実施及び環境演出の強化に努めてまいります。また、入居企業等との連携及び当社子会社の更なる店舗展開の推進を行うとともに、新規入居企業の誘致にも注力することで、エリア全体の賑わい創出を図ります。

以上のとおり、令和4年度においても那覇空港旅客ターミナルビルの施設整備を推進するとともに、「アジア有数の拠点空港への飛躍」を目指して取り組んでいくこととします。

今後とも役員及び社員が一丸となりコロナ禍の厳しい環境を乗り越え、3年ぶりの黒字化を最大の目標とし、当社の使命と責任を自覚し、社業の発展に全力を傾注する所存でありますので、株主の皆様におかれましても、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

- ・航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- ・航空思想の普及及び観光の振興に関する事業
- ・貸室業
- ・日用雑貨品、飲食物等の販売
- ・駐車場経営

(7) 所在地及び従業員の状況

- ・所在地 沖縄県那覇市字鏡水 150 番地
- ・従業員の状況 (令和4年3月31日現在)

区 分	前期従業員数	当期従業員数	増減数	平均年齢	平均勤続年数
男 子	39 人	37 人	△2 人	48.7 歳	17.1 年
女 子	21 人	23 人	+2 人	43.5 歳	15.2 年
計	60 人	60 人	—	46.7 歳	16.3 年

(注) 上記の当期従業員数には、出向社員 31 人（那覇エアポートエンジニアリング株式会社 4 人、那覇エアポートパーキング株式会社 10 人、エアポートトレーディング株式会社 6 人、那覇空港コーディネーションサービス株式会社 8 人、空港ターミナルサービス株式会社 3 人）が含まれていません。なお、非正規社員 8 人（男子 5 人・女子 3 人）は含めておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

借 入 先	借 入 金 残 高	借 入 先 が 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
沖縄振興開発金融公庫	18,014,840	3,774 株
沖 縄 県	990,786	12,000 株
株 式 会 社 琉 球 銀 行	2,360,700	1,400 株
株 式 会 社 沖 縄 銀 行	2,281,950	1,400 株
株 式 会 社 沖 縄 海 邦 銀 行	1,101,960	700 株
大同火災海上保険株式会社	368,820	1,160 株
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,019,070	—
合 計	26,138,126	20,434 株

2. 株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 140,000 株
 (2) 発行済株式の総数 48,000 株
 (3) 当事業年度末の株主数 19 名
 (4) 株主の状況

株主名	持株数	議決権比率	株主名	持株数	議決権比率
沖縄県	12,000 株	25.00 %	(株) 琉球銀行	1,400 株	2.92 %
ディーエフエス シンカホールディングス リミテッド	7,000	14.58	(株) 沖縄銀行	1,400	2.92
沖縄振興開発金融公庫	3,774	7.86	大同火災海上保険(株)	1,160	2.42
オリオンビール(株)	3,500	7.29	沖縄電力(株)	720	1.50
ANA ホールディングス(株)	2,800	5.83	沖縄セルラー電話(株)	720	1.50
日本航空(株)	2,730	5.69	(株) ローソン	720	1.50
日本トランスオーシャン航空(株)	2,450	5.10	コクヨ(株)	720	1.50
ダイキン工業(株)	2,160	4.50	(株) 沖縄海邦銀行	700	1.46
ロイヤルホールディングス(株)	2,150	4.48	コザ信用金庫	360	0.75
那覇市	1,536	3.20	合計	48,000	100.00

- (5) 自己株式の取得、処分及び保有

令和4年3月31日現在自己株式は保有しておりません。

3. 新株予約権等に関する事項（令和4年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の状況（令和4年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役会長	富川盛武	
代表取締役社長	安里昌利	
専務取締役	東川平靖	経営管理部担当
常務取締役	亀田安彰	施設部担当
取締役事業部長	仲里求	事業部長委嘱
取締役	嘉手苺義男	オリオンビール株式会社 取締役会長
〃	大嶺満	沖縄電力株式会社 代表取締役会長
〃	岡栄作	日本航空株式会社 沖縄空港支店長
〃	窪田啓一郎	全日本空輸株式会社 沖縄空港支店長
〃	渡嘉敷靖	株式会社琉球銀行 常務取締役
〃	金城善輝	株式会社沖縄銀行 代表取締役専務
常勤監査役	兼次俊正	
監査役	川上澄則	大同火災海上保険株式会社 代表取締役専務
〃	新垣淳	株式会社沖縄海邦銀行 代表取締役専務
〃	新崎康	沖縄振興開発金融公庫 融資第一部長

- (注) 1. 取締役 富川盛武、嘉手苺義男、大嶺満、岡栄作、窪田啓一郎、渡嘉敷靖、金城善輝の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 兼次俊正、川上澄則、新垣淳、新崎康の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 兼次俊正氏は、那覇市上下水道局の事業管理者として経営に携わった経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 専務取締役 金城典和氏は令和4年3月30日辞任致しました。
5. 監査役 新崎康氏は、令和4年3月31日辞任致しました。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額 (単位：千円)

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	6	64,902	
社外取締役	8	9,920	
社外監査役	4	12,132	
合 計	18	86,954	

(注) 報酬等の額には当事業年度内に支給した退職慰労金 10,100 千円 (取締役 1 名、社外取締役 1 名) を含めております。

(3) 会社役員報酬等の算定方法

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定めております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名または名称

富永公認会計士事務所 富永和也
 要石公認会計士事務所 要石博之

(2) 会計監査人が業務停止処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときの、その処分に係る事項
 ・該当事項はありません。

(3) 会計監査人が過去 2 年間に業務停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項
 ・該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び運用状況の概要

6-1 内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的信頼に応えるため、コンプライアンス体制を構築していく。そのため社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及び職務執行に係る重要な文書並びに経営に係る情報を適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、旅客等や当社施設等に重大な損害を及ぼす事態又は及ぼす恐れがある事態に対応するため、危機管理対策要綱に基づき、迅速かつ適切な組織行動をとる。
- ② 資産の保全、情報の漏洩等に対するリスクに対処するため、必要な管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、定期的に取り締役会を開催し、会社の業務執行の基本方針を決定する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を決議する。
- ② 常勤取締役は、常勤役員会を組織し、経営に関する重要事項を審議し、適切な経営方針を確立するとともに効率的かつ統一的な統制がとれる業務執行体制の確保を図る。
- ③ 常勤取締役は、経営合理化計画の基本方針に基づき、業務の現状と課題を検証し、業務の効率化を着実に推進する。
- ④ 毎年度の経営計画を策定し、目標と実績の管理を行う。
- ⑤ 組織規程、決裁規程、会計関係規程等、各種社内規程を整備し、役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を整備するとともに、社員に対する教育、啓発を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助する事務局のスタッフは、組織規程に基づき経営管理部総務課で対応する。
また、必要に応じて取締役と監査役で協議を行いその充実を図る。

(7) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び重要使用人は、監査役会の要求に応じて、監査役に自己の職務執行の状況を報告する。
- ② 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実並びに重大な法令又は定款違反事実に関する事項を直接報告することができる。なお、報告を行った使用人への不利益な取り扱いを行わない。

(9) 監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 業務執行状況の把握による監査の効率性及び実効性を高めるため、監査役は取締役会に出席する。また、常勤監査役は、常勤役員会に出席して意見を述べるができる。
- ② 常勤取締役と常勤監査役は、必要に応じて連絡会をもち、意見交換を行う。
- ③ 監査役を含む常勤役員は、四半期に一度、会計監査人と情報交換を行い連携を深める。

6-2 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 基本的取組み

企業としての社会的信頼に応え、企業と社会の持続的成長に資するため、当事業年度は次のとおり内部統制システムの整備に取り組み、ガバナンスの強化に努めました。

- ① 労働施策総合推進法による職場におけるパワーハラスメント防止措置の義務化に対応するため、令和3年4月開催の第648回常勤役員会においてハラスメント全般を包括する「職場におけるハラスメント防止規程」を制定し、相談及び苦情対応の体制等を整備しました。
- ② 施設管理部門の業務執行体制の強化を図るため、令和3年6月開催の第175回取締役会において組織規程を改正し、同年7月から新たに施設部を設置して、2部3課体制から3部3課体制に移行しました。
- ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、令和3年6月開催の第29期定時株主総会及び第176回取締役会において定款の一部変更と取締役会規則の改正を行い、取締役会の書面決議及びWEB会議システム等による開催を可能としました。
- ④ 取締役会と常勤役員会の役割及び機能に応じた権限を再整理し、適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、令和3年9月開催の第177回取締役会において取締役会規則及び常勤役員会規程を改正し、それぞれの付議基準等を見直しました。
- ⑤ 大規模自然災害等発生時における旅客ターミナルビル利用者及び空港従業員等の安全・安心を確保するとともに、空港機能の維持並びに早期復旧と事業の継続を目的に、令和4年3月開催の第179回取締役会において事業継続計画 [NABCO 版] (自然災害等対応) を制定し、災害発生時の組織体制と行動手順、目標復旧時間等を定めました。
- ⑥ 会社が保有する情報の適正な管理及び活用を図るため、令和4年3月開催の第179回取締役会において情報管理規程を制定し、情報資産の分類とその管理体制、取扱方法等を定めました。

(2) 具体的運用状況

① 常勤役員会

定期的に月2回以上開催し、経営の重要な事項を審議・決定、記録し、また、使用人、委託・関連会社の業務執行についても定期的に報告を求め、適切な監視体制を確保するとともに常勤役員間の認識・情報共有の場としても有効活用してきました。

なお、当事業年度においては、臨時を含め通算59回開催されております。

② コンプライアンス・リスク管理委員会

「潜在リスクの顕在化を未然に防止すること」を目標に定期的に毎月1回開催し、財務リスクとしての未収入金状況の管理と対処、法務相談及び反社会的勢力介入防止の属性照会に関する体制の構築、災害対応の検証、内部監査結果の報告と業務改善策の検討等を行いました。

また、令和3年8月及び令和4年2月の委員会には当社顧問弁護士及び会計監査人を招聘し、取締役会等付議基準の見直しやSDGsに向けた取組について議論を交わしました。

③ 危機管理対策本部

新型コロナウイルス感染症の影響に迅速かつ適切に対処するため、危機管理規程に基づき令和2年4月6日に設置した危機管理対策本部を毎週金曜日に開催し、感染症関連の情報収集、感染防止対策基本方針と対策実施の決定、その実施状況の把握を行っております。当事業年度においては、通算49回開催されております。

④ 内部監査

令和2年10月に設置した経営監査室において、当社の業務執行が法令・社内規程どおりに運用できているかを監査するコンプライアンス監査を計4回、中期経営計画の達成度に関する監

査を1回、その他特定の事案に関する臨時監査を計3回実施しました。監査結果は代表取締役社長と常勤監査役、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告するとともに、被監査部門と協議して業務改善に努めております。

⑤ 災害対策工事

ターミナルビルの浸水対策工事（フェーズ1.5）として、令和3年7月に地下階機械室等及び1階中央監視室の防水工事に着手しました。また、地震によるエスカレーター脱落防止対策として、令和2年1月に着工した国内線エスカレーター改修工事は、令和4年2月に完了しました。地震による天井落下防止対策として、令和3年1月に着工した国内線エリアの特定天井改修工事は、当事業年度中に3階チェックインロビー北側（ANA側）の工事を完了しました。

⑥ 監査役監査

常勤監査役は当事業年度の常勤役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、危機管理対策本部等に出席して、業務執行状況の把握に努め、適宜意見を述べて、監査の効率性及び実効性の確保に努めました。また、監査役の職務を補助する事務局のスタッフを配置するとともに、会計監査人、経営監査室と連携して監査体制の充実を図りました。

⑦ グループ経営

当社常勤役員がグループ会社6社の非常勤取締役に就き、各社の定期的な経営会議を通じて連携を図るとともに、令和3年5月と11月に当社及びグループ会社の全社長で構成するネットワーク会議を、令和3年9月と令和4年3月に各社の業務報告会を開催して経営課題を共有することにより、グループ経営の推進を図りました。また、当社常勤監査役がグループ6社の監査役を兼務することにより、統一的な視点で監査を行いました。

記載した内部統制の運用について重要な不備がないかモニタリングを常時行い、また、経営管理部と経営監査室が中心となって社内に内部統制の重要性和コンプライアンスに対する意識付けを行い、当社全体を統括、推進させております。

計算書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流動資産】	【 4,098,884 】	【流動負債】	【 5,217,772 】
現金及び預金	3,331,102	買掛金	831
売掛金	493,721	一年内返済長期借入金	2,420,322
商品	20	リース債務	1,524
貯蔵品	4,862	未払金	1,971,444
前払費用	29,618	未払費用	223,080
関係会社短期貸付金	78,000	未払法人税等	10,677
未収入金	31,905	未払消費税等	188,876
その他	131,315	前受金	147,368
貸倒引当金	△1,662	預り金	186,854
【固定資産】	【 49,212,464 】	一年内返済預り保証金	37,711
(有形固定資産)	(47,400,155)	賞与引当金	29,081
建物	41,925,222	【固定負債】	【 25,480,966 】
構築物	237,663	長期借入金	23,717,804
機械装置	3,504,676	リース債務	1,941
車両運搬具	548	預り保証金	1,536,179
工具器具備品	501,970	退職給付引当金	202,344
リース資産	3,161	役員退職慰労引当金	22,697
建設仮勘定	1,226,914		
(無形固定資産)	(59,306)	負債合計	30,698,738
ソフトウェア	58,671	純資産の部	
電力引込負担金	634		
(投資その他の資産)	(1,753,002)	【株主資本】	【 22,606,734 】
投資有価証券	200,298	資本金	3,566,854
関係会社株式	52,060	利益剰余金	19,039,880
関係会社長期貸付金	48,000	利益準備金	28,800
破産更生債権等	14,065	その他利益剰余金	19,011,080
繰延税金資産	1,452,294	別途積立金	20,500,000
その他	350	繰越利益剰余金	△1,488,919
貸倒引当金	△14,065	【評価・換算差額等】	【 5,876 】
		その他有価証券評価差額金	5,876
		純資産合計	22,612,610
資産合計	53,311,349	負債・純資産合計	53,311,349

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 31 日

科 目	金 額	千円
【売上高】		
不動産収入	4,768,214	
事業収入	1,341,705	6,109,919
【売上原価】		7,438,148
売上総利益		(Δ1,328,228)
【販売費及び一般管理費】		522,116
営業利益		(Δ1,850,345)
【営業外収益】		
受取利息	1,386	
受取配当金	2,436	
受取手数料	7,547	
検査業務費用分担金	78,095	
貸倒引当金戻入	536	
雑収入	8,762	98,764
【営業外費用】		
支払利息	157,563	
支払手数料	2,000	159,563
経常利益		(Δ1,911,144)
【特別利益】		
固定資産受贈益	116,733	
損害保険金収入	2,132	118,865
【特別損失】		
固定資産除却損	82,190	
災害等損失金	1,939	84,129
税引前当期純利益		(Δ1,876,408)
法人税、住民税及び事業税		2,290
法人税等調整額		Δ560,582
当期純利益		(Δ1,318,116)

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日 単位 千円

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等 その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計			
			別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,566,854	28,800	22,150,000	△1,635,223	20,543,576	24,110,430	19,220	24,129,650
会計方針の変更による累積的影響額				△185,580	△185,580	△185,580		△185,580
遡及処理後当期首残高	3,566,854	28,800	22,150,000	△1,820,803	20,357,996	23,924,850	19,220	23,944,070
当期変動額								
別途積立金の取崩			△1,650,000	1,650,000				
当期純利益				△1,318,116	△1,318,116	△1,318,116		△1,318,116
株主資本以外の項目の当期変動額							△13,344	△13,344
当期変動額合計			△1,650,000	146,303	△1,503,696	△1,503,696	△13,344	△1,517,040
当期末残高	3,566,854	28,800	20,500,000	△1,488,919	19,039,880	22,606,734	5,876	22,612,610

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法・・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・定額法によっております。

なお、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については、3 年間で均等償却をしております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア・・・・・・・・自社利用のソフトウェアについて社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

電力引込負担金・・・・・・・・定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金・・・・・・・・従業員に支給する賞与に充てるため、次期上半期支給見込額の当期間対応分を計上しております。

③ 退職給付引当金・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法により、当会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金・・・・・・・・役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 建物貸付料収入・・・当社は、顧客である航空会社、テナント等に対して指定した空港施設を賃貸する義務を負っております。当該履行義務は、顧客である航空会社、テナント等が指定された空港施設を利用したことをもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。
- ② 施設使用料収入・・・当社は、空港施設を利用する航空会社の旅客に対して指定した空港施設を賃貸する義務を負っております。当該履行義務は、航空会社の旅客が指定された空港施設を利用したことをもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務の充足後の旅客数又は航空会社便数をもって計算、受領しております。
- ③ 駐車場収入・・・・・・・・当社は、空港施設を利用する顧客等に対して駐車施設を提供する義務を負っております。当該履行義務は、顧客等が駐車施設を利用したことをもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって又は充足後の利用時間をもって計算、受領しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当事業年度の期首残高への影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(3) 固定資産税並びに不動産取得税に関する会計処理

固定資産税並びに不動産取得税の会計処理について、従来、賦課決定があった日に費用処理する方法によっておりましたが、当事業年度より、賦課期日（ただし、新規取得固定資産については

固定資産評価額決定時)をもって費用処理する方法に変更しました。

この変更は、一定時点における固定資産の保有等に起因して生じるため、期間損益計算のより一層の適正化を図ることを目的としております。

当該会計方針の変更は 遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は 185 百万円減少しております。

4. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、建物貸付事業、施設利用事業、駐車場事業及びその他の事業を営んでおります。また、各事業の売上高は、3,147,840 千円、1,620,373 千円、828,781 千円及び 512,923 千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

5. 会計上の見積もりに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,454,802 千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等の受入による有形固定資産から控除している圧縮記帳累計額	1,465,404 千円
(2) ① 担保に供している資産・・・建物	41,392,233 千円
② 担保に係る債務の金額・・・一年内返済長期借入金	2,420,322 千円
長期借入金	<u>23,717,804 千円</u>
	26,138,126 千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	31,470,463 千円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 関係会社に対する短期金銭債権	84,896 千円
② 関係会社に対する長期金銭債権	48,000 千円
③ 関係会社に対する短期金銭債務	153,705 千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 267,443 千円

営業費用 569,906 千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 650 千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式数・・・普通株式 48,000 株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項はございません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 2,668 千円

賞与引当金 8,701 千円

退職給付引当金 60,541 千円

役員退職慰労引当金 6,791 千円

投資有価証券評価損 4,624 千円

関係会社株式受贈益 16,988 千円

貸倒引当金 4,705 千円

繰越欠損金 1,146,654 千円

その他 225,263 千円

繰延税金資産 小計 1,476,939 千円

評価性引当額 △ 21,613 千円

繰延税金負債との相殺 △ 3,031 千円

繰延税金資産 合計 1,452,294 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △ 3,031 千円

繰延税金資産との相殺 3,031 千円

繰延税金負債 合計 — 千円

繰延税金資産の純額 1,452,294 千円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

1 1. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、「入居者への催告等手続き要領」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については年度ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和 4 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 129,704 千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 売掛金	493,721 千円	493,721 千円	—
② 投資有価証券 その他有価証券	70,594 千円	70,594 千円	—
③ 長期借入金 (1 年内返済長期借入金を含む)	(26,138,126 千円)	(26,141,314 千円)	3,188 千円
④ 預り保証金（有利子分） (1 年内返済預り保証金を含む)	(163,806 千円)	(163,488 千円)	△317 千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

12. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、那覇空港ビル内において、建物、施設設備等を賃貸の用に供しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
11,696,565	13,650,102

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

13. 資産除去債務に関する注記

当社は、国土交通省大阪航空局が管理する国有財産に関する国有財産使用許可に基づき、当社が使用する使用許可物件（土地）の返還時に、当社が所有する旅客ターミナルビル等を撤去することの原状回復に係る債務を有しております。しかし、当該債務に関連する使用許可物件（土地）の実質的な使用期間は、国の航空行政の動向に左右されるため現時点では明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

14. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

15. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

471,096 円 05 銭

(2) 1株当たり当期純利益

△27,460 円 75 銭

16. 追加情報の注記

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けております。令和4年度以降、徐々に回復に転じるものと仮定して繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこの仮定と異なる場合があります。

17. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月18日

那覇空港ビルディング株式会社
取締役会 御中

富永公認会計士事務所
東京都新宿区
公認会計士 富永 和也 ㊞
要石公認会計士事務所
東京都文京区
公認会計士 要石 博之 ㊞

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、那覇空港ビルディング株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、公認会計士 富永和也氏及び公認会計士 要石博之氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月19日

那覇空港ビルディング株式会社 監査役会

常勤監査役 兼 次 俊 正 ㊟

監 査 役 川 上 澄 則 ㊟

監 査 役 新 垣 淳 ㊟

以上

○設備の状況

(令和4年3月31日現在)

設備の内容	帳簿価額（百万円）					
	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地	リース資産	その他	合計
那覇空港旅客ターミナルビル	39,588	3,422	0	3	483	43,496
駐車場	2,575	83	0	0	19	2,677

関連会社の情報

(令和4年3月31日現在)

商号	本店所在地	議決権の割合	資本金の額	事業の概要
空港ターミナルサービス株式会社	沖縄県那覇市	37%	500万円	空港内における自動販売機及び飲食店舗の運営管理業務
那覇エアポートエンジニアリング株式会社	沖縄県那覇市	100%	200万円	ビルメンテナンス業
那覇エアポートパーキング株式会社	沖縄県那覇市	36.97%	330万円	空港駐車場管理運営業務
エアポートトレーディング株式会社	沖縄県那覇市	37%	300万円	空港内物販・飲食店舗(通信販売含む)の運営
沖縄熱帯植物管理株式会社	沖縄県本部町	50%	1,000万円	①熱帯ドリームセンター等植物維持管理工事 ②美ら海水族館案内業務 ③観葉植物設置業務 ④那覇空港旅客ターミナルビル内植物展示業務 ⑤ラン植物等の販売業務
那覇空港コーディアルサービス株式会社	沖縄県那覇市	36%	300万円	空港ビル案内受付業務及びカードラウンジ管理運営業務、ビル付帯施設管理業務

令和3年度 セグメント情報

1. セグメント情報の概要

当社は、那覇空港において、旅客ターミナルビルの管理運営及び利用客に対するサービス等の提供を行なっております。

当社のセグメント情報は、「施設管理運営事業」「駐車場事業」の2つで構成されており、以上を報告セグメントとしております。

「施設管理運営事業」は、那覇空港旅客ターミナルビル内の貸室、保守・管理・運営、修繕及びその他の航空旅客に対するサービス等の役務の提供を行なっております。

「駐車場事業」は、那覇空港旅客ターミナルビルに隣接する立体駐車場 P1、P2、P3 及び従業員駐車場の管理、運営及び利用者に対するサービス等の提供を行なっております。

2. セグメント情報

(会計年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日) (単位：千円)

	施設管理運営事業	駐車場事業	合計
売上高	5,281,138	828,781	6,109,920
営業利益	▲1,600,000	▲250,345	▲1,850,345
資産総額	44,583,608	2,875,854	47,459,462
その他項目			
減価償却費	2,601,080	180,980	2,782,060

以上